



苅田町

PRESS RELEASE

記者発表資料

令和7年7月31日

報道関係者各位

クーリングシェルター協定について



本件に関する問合せ先
担当課:保険健康課
担当者:松永、横道
電話番号、093-588-1235
FAX、093-436-5121
メールアドレス hoken-
kenkou@town.kanda.lg.jp

要旨

苅田町では令和6年4月に施行された改正気候変動適応法に基づき、熱中症による町民の皆様の健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の指定にご協力いただける町内の民間施設(店舗等)を令和7年6月に募集し、民間施設として初めて町内の4郵便局(苅田郵便局、小波瀬郵便局、白川郵便局、苅田駅前郵便局)と協定をむすびました。

すでに、4郵便局は、「まちなか避暑地」として協力していただいています。

概要

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)とは、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために市町村が指定する施設で、熱中症特別警戒アラートが発表されたときは一般に開放し、だれでも暑さから避難し、休息できる施設のことです。

熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)としての開放を義務付けられる施設です。

現在苅田町内では、苅田町役場(町民ホール)、中央公民館、北公民館、西部公民館、小波瀬コミュニティセンター、町立図書館、総合福祉会館(和室)の公共施設7か所を指定しています。

今回、民間施設として初めて町内の4郵便局(苅田郵便局、小波瀬郵便局、白川郵便局、苅田駅前郵便局)と協定をむすびました。